資料１－２

令和６年度公共用水域水質測定計画からの変更点について

１．測定地点の緯度、経度の変更（p4、p6）

水草の繁茂により従来の測定地点における調査が困難になった琵琶湖の1地点について、測定地点をずらし緯度経度を修正します。（p4）

表. 琵琶湖の測定地点の変更

地点名	緯度、経度	
	（旧）	（新）
粟津沖中央	34°59′ 04″ ， 135°54′ 15″	34°59′ 04″ ， 135°54′ 22″

地形の変化等により従来の測定地点における調査が困難になったことなどにより、河川の7地点について、測定地点をずらし緯度経度を修正します。（p6）

表. 河川の測定地点の変更

地点名	緯度、経度	
	（旧）	（新）
瀬田川　洗堰下	34°56′ 20″ ， 135°54′ 38″	34°56′ 21″ ， 135°54′ 34″
大宮川	35°04′ 02″ ， 135°53′ 07″	35°04′ 01″ ， 135°53′ 07″
吾妻川	35°00′ 22″ ， 135°52′ 18″	35°00′ 29″ ， 135°52′ 16″
大戸川　上流	34°57′ 02″ ， 135°59′ 01″	34°56′ 17″ ， 136°01′ 52″
信楽川　上流	34°54′ 05″ ， 135°57′ 05″	34°54′ 14″ ， 135°57′ 00″
信楽川　下流	34°54′ 45″ ， 135°54′ 51″	34°54′ 45″ ， 135°54′ 52″
野洲川　服部大橋	35°06′ 07″ ， 135°59′ 29″	35°06′ 05″ ， 135°59′ 27″

２．日本産業規格（ＪＩＳ）の改定等に伴う測定方法の変更（p8～10）

各項目の測定方法について、日本産業規格 JIS K 0102 および「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号）が改正されたことを踏まえ、測定方法を以下のとおり変更します。

	項目	旧 測定方法	新 測定方法	報告下限値
一般項目	気温	上水試験方法 - 2011　Ⅱ - 3　1	上水試験方法 - 2020　Ⅱ - 3　1	－
	水温	上水試験方法 - 2011　Ⅱ - 3　1	上水試験方法 - 2020　Ⅱ - 3　1	－
	流量	JIS　K0094　8.4	JIS　K0094　8.4	－
	透明度	セッキ円板法	セッキ円板法	－
	透視度	透視度計	透視度計	－
生活環境項目	ＳＳ	告示59号[1)]　付表９	告示59号[1)]　付表８	1　mg/L
	ｐＨ	JIS　K0102　12.1	JIS　K0102-1　12	－
	ＤＯ	同　32	同　21.2、21.3、21.4、21.5	0.5　mg/L
	ＢＯＤ	同　21	同　18	0.5　mg/L
	ＣＯＤ	同　17	同　17.2	0.5　mg/L
	大腸菌数	令和３年度水・大気環境局長通知[2)] 付表	JIS　K0102-5　5.6.2（規格5.6.2.7を除く。）※1	1　CFU/100mL
	全窒素	JIS　K0102　45.4、45.6（規格45の備考３を除く。）	JIS　K0102-2　17.4、17.5（規格17.5.3.2を除く。）	0.05　mg/L
	全りん	同　46.3.1、46.3.4（規格46の備考９を除く。）	同　18.4.1（ブロックヒーターを用いて分解する方法を除く。）及び18.4.4、18.4.6	0.003　mg/L
	全亜鉛	同　53	JIS　K0102-3　12.2、12.3、12.4、12.5	0.001　mg/L
	ノニルフェノール	告示59号[1)]　付表11	告示59号[1)]　付表９	0.00006　mg/L
	ＬＡＳ	告示59号[1)]　付表12	JIS　K0102-4　6.2.5	0.0006　mg/L
健康項目	カドミウム	JIS　K0102　55.2、55.3、55.4	JIS　K0102-3　14.3、14.4、14.5	0.0003　mg/L
	全シアン	JIS K0102 38.1.2（規格38の備考11を除く。以下同じ。）及び38.2、38.1.2及び38.3、38.1.2及び38.5 又は告示59号[1)]　付表１	JIS　K0102-2　9.3.2若しくは9.3.3の蒸留操作を行い、9.4、9.5若しくは9.6 又は告示59号[1)]　付表１	0.1　mg/L
	鉛	JIS　K0102　54	JIS　K0102-3　13.2、13.3、13.4、13.5	0.005　mg/L
	六価クロム	同　65.2（規格65.2.2及び65.2.7を除く。）※1	同　24.3（規格24.3.3及び24.3.7を除く。）※2	0.01　mg/L
	砒素	同　61.2、61.3、61.4	同　20.3、20.4、20.5	0.005　mg/L
	総水銀	告示59号[1)]　付表２	告示59号[1)]　付表２	0.0005　mg/L
	アルキル水銀	告示59号[1)]　付表３	告示59号[1)]　付表３	0.0005　mg/L
	ＰＣＢ	告示59号[1)]　付表４	告示59号[1)]　付表４	0.0005　mg/L
	ジクロロメタン	JIS　K0125　5.1、5.2、5.3.2	JIS　K0125　5.1、5.2、5.3.2	0.002　mg/L
	四塩化炭素	同　5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	同　5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	0.0002　mg/L
	1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾀﾝ	同　5.1、5.2、5.3.1、5.3.2	同　5.1、5.2、5.3.1、5.3.2	0.0004　mg/L
	1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ（DCE）	同　5.1、5.2、5.3.2	同　5.1、5.2、5.3.2	0.002　mg/L
	ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	同　同	同　同	0.002　mg/L
	1,1,1-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ（MC）	同　5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	同　5.1、5.2、5.3.1、5.4.1、5.5	0.1　mg/L
	1,1,2-ﾄﾘｸﾛﾛｴﾀﾝ	同　同	同　同	0.0006　mg/L
	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ（TCE）	同　同	同　同	0.001　mg/L
	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ（PCE）	同　同	同　同	0.001　mg/L
	1,3-ｼﾞｸﾛﾛﾌﾟﾛﾍﾟﾝ	同　5.1、5.2、5.3.1	同　5.1、5.2、5.3.1	0.0002　mg/L
	チウラム	告示59号[1)]　付表５	告示59号[1)]　付表５	0.0006　mg/L
	シマジン	同　付表６の第１又は第２	同　付表６の第１又は第２	0.0003　mg/L
	チオベンカルブ	同　同	同　同	0.002　mg/L
	ベンゼン	JIS　K0125　5.1、5.2、5.3.2	JIS　K0125　5.1、5.2、5.3.2	0.001　mg/L
	セレン	JIS　K0102　67.2、67.3、67.4	JIS　K0102-3　26.2、26.3、26.4	0.002　mg/L
	硝酸態窒素	同　43.2.3、43.2.6	JIS　K0102-2　15.6、15.7	0.01　mg/L
	亜硝酸態窒素	同　43.1.1、43.1.3	同　14.2、14.3	0.001　mg/L
	ふっ素	JIS K0102 34.1（規格34の備考１を除く。）若しくは34.4※2 又は34.1.1c)※3※4及び告示59号[1)] 付表７	同　5.2及び5.3、5.4※3、5.2及び5.5※4	0.08　mg/L
	ほう素	JIS　K0102　47.1、47.3、47.4	JIS　K0102-3　5.2、5.5、5.6	0.1　mg/L
	1,4－ジオキサン	告示59号[1)]　付表８	告示59号[1)]　付表７	0.005　mg/L

項目			旧 測定方法		新 測定方法		報告下限値
要監視項目	人の健康の保護関連	クロロホルム	JIS K0125	5.1、5.2、5.3.1	JIS K0125	5.1、5.2、5.3.1	0.0006 mg/L
		トランス-1,2-ジクロロエチレン	同	同	同	同	0.002 mg/L
		1,2-ジクロロプロパン	同	同	同	同	0.006 mg/L
		p-ジクロロベンゼン	同	同	同	同	0.02 mg/L
		イソキサチオン	平成５年水質規制課長通知[3]	付表１の第１又は第２	平成５年水質規制課長通知[3]	付表１の第１又は第２	0.0008 mg/L
		ダイアジノン	同	同	同	同	0.0005 mg/L
		フェニトロチオン	同	同	同	同	0.0003 mg/L
		イソプロチオラン	同	同	同	同	0.004 mg/L
		オキシン銅	同	付表２	同	付表２	0.004 mg/L
		クロロタロニル	同	付表１の第１又は第２	同	付表１の第１又は第２	0.005 mg/L
		プロピザミド	同	同	同	同	0.0008 mg/L
		ＥＰＮ	同	同	同	同	0.0006 mg/L
		ジクロルボス	同	同	同	同	0.0008 mg/L
		フェノブカルブ	同	同	同	同	0.003 mg/L
		イプロベンホス	同	同	同	同	0.0008 mg/L
		クロルニトロフェン	同	同	同	同	0.0001 mg/L
		トルエン	JIS K0125	5.1、5.2、5.3.2	JIS K0125	5.1、5.2、5.3.2	0.06 mg/L
		キシレン	同	同	同	同	0.04 mg/L
		フタル酸ジエチルヘキシル	平成５年水質規制課長通知[3]	付表３の第１又は第２	平成５年水質規制課長通知[3]	付表３の第１又は第２	0.006 mg/L
		ニッケル	JIS K0102 又は平成５年水質規制課長通知[3]	59.3、 付表４、付表５	JIS K0102-3 又は平成５年水質規制課長通知[3]	18.4、 付表４、付表５	0.001 mg/L
		モリブデン	JIS K0102 又は平成５年水質規制課長通知[3]	68.2、 付表４、付表５	JIS K0102-3 又は平成５年水質規制課長通知[3]	27.2、 付表４、付表５	0.007 mg/L
		アンチモン	JIS K0102 又は平成16年水環境部長通知[4]	62.2、 付表５の第１、第２又は第３	JIS K0102-3 又は平成16年水環境部長通知[4]	21.2、 付表５の第１、第２又は第３	0.002 mg/L
		塩化ビニルモノマー	平成16年水環境部長通知[4]	付表１	平成16年水環境部長通知[4]	付表１	0.0002 mg/L
		エピクロロヒドリン	同	付表２	同	付表２	0.00004 mg/L
		全マンガン	JIS K0102	56.2、56.3、56.4、56.5	JIS K0102-3	15	0.02 mg/L
		ウラン	平成16年水環境部長通知[4]	付表４の第１又は第２	平成16年水環境部長通知[4]	付表４の第１又は第２	0.0002 mg/L
		PFOS及びPFOA	令和２年水・大気環境局長通知[5] （PFOS、PFOAそれぞれの報告下限値は1ng/Lとする。）	付表１	令和２年水・大気環境局長通知[5] （PFOS、PFOAそれぞれの報告下限値は1ng/Lとする。）	付表１	2 ng/L
	水生生物保全関連	クロロホルム	JIS K0125	5.1、5.2、5.3.1	JIS K0125	5.1、5.2、5.3.1	0.0006 mg/L
		フェノール	平成15年水環境部長通知[6]	付表１	平成15年水環境部長通知[6]	付表１	0.001 mg/L
		ホルムアルデヒド	同	付表２	同	付表２	0.1 mg/L
		4-t-オクチルフェノール	平成25年水・大気環境局長通知[7]	付表１	平成25年水・大気環境局長通知[7]	付表１	0.0001 mg/L
		アニリン	同	付表２	同	付表２	0.002 mg/L
		2,4-ジクロロフェノール	同	付表３	同	付表３	0.002 mg/L
その他項目		アンモニウム態窒素	JIS K0102 又は上水試験方法 - 2011 Ⅲ - ２ - ８．４	42.2、42.6	JIS K0102-2 又は上水試験方法 - 2020 Ⅱ4 - 9.4	13.4、13.6	0.01 mg/L
		有機態窒素	（T - N）－（NH_4 - N＋NO_2 - N＋NO_3 - N）		（T - N）－（NH_4 - N＋NO_2 - N＋NO_3 - N）		0.01 mg/L
		溶解性オルトりん酸態りん	JIS K0102	46.1.1、46.1.4	JIS K0102-2	18.2.1、18.2.2	0.003 mg/L
		溶性珪酸	JIS K0101	44.1.2	JIS K0102-2	19.2.2	0.1 mg/L
		クロロフィル	上水試験方法 - 2011 Ⅳ - ２ 25		上水試験方法 - 2020 Ⅲ - 2 36.2		0.1 μg/L
		フェオ色素	同		同		0.1 μg/L
		塩化物イオン	JIS K0101 32.1、又はJIS K0102-2 6.3		JIS K0101 32.1、又はJIS K0102-2 6.3		0.1 mg/L
		Ｄ－ＣＯＤ	JIS K0102	17	JIS K0102-1	17	0.5 mg/L
		Ｄ－ＴＯＣ	JIS K0805、又はJIS K0102 22.1		JIS K0805、又はJIS K0102-1 19.2		0.1 mg/L
		Ｐ－ＴＯＣ	ＣＨＮコーダー法、又は（TOC）－（D - TOC）		ＣＨＮコーダー法、又は（TOC）－（D - TOC）		0.01 mg/L
		ＴＯＣ	（D - TOC）＋（P - TOC）、又はJIS K0102 22.1		（D - TOC）＋（P - TOC）、又はJIS K0102-1 19.2		0.1 mg/L
		底層ＤＯ	JIS K0102	32	JIS K0102-1	21.2、21.3、21.4、21.5 又は告示59号1） 付表10	0.5 mg/L
		鉄	JIS K0102 57、又はJIS K0102-3 16.6		JIS K0102-3	16	0.05 mg/L
		溶存態鉄	JIS K0102 57、又はJIS K0102-3 16.6		JIS K0102-3	16	0.05 mg/L
		溶存態マンガン	JIS K0102	56	JIS K0102-3	15	0.02 mg/L
		植物プランクトン	プランクトンモニタリング調査マニュアル[8]		プランクトンモニタリング調査マニュアル[8]		－
底質		強熱減量	底質調査方法（平成24年８月８日付環水大水発第120725002号）		底質調査方法（平成24年８月８日付環水大水発第120725002号）		－
		ＣＯＤ	同		同		－
		全窒素	ＣＨＮコーダー法		ＣＨＮコーダー法		－
		全りん	底質調査方法（平成24年８月８日付環水大水発第120725002号）		底質調査方法（平成24年８月８日付環水大水発第120725002号）		－
		硫化物	同		同		－

（旧）

1）昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号「水質汚濁に係る環境基準について」（R４.４.１　一部改正）
2）令和３年 10 月 7 日付け環水大水発第 2110072 号・環水大土発第 2110072 号環境省水・大気環境局長通知「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行について」
3）平成５年４月 28 日付け環水規第 121 号環境庁水質保全局水質規制課長通知「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」
4）平成 16 年３月 31 日付け環水企発第 040331003 号･環水土発第 040331005 号環境省環境管理局水環境部長通知「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」
5）令和２年５月 28 日付け環水大水発第 2005281 号・環水大土発第 2005282 号環境省水・大気環境局長通知「水質汚濁
6）平成 15 年 11 月５日付け環水企発第 031105001 号・環水管発第 031105001 号環境省環境管理局水環境部長通知「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」
7）平成 25 年３月 27 日付け環水大水発第 1303272 号環境省水・大気環境局長通知「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」
に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」
8）琵琶湖における植物プランクトン優占種の経年変化と水質（1999）用水と廃水 vol.41,No.7,582 - 591

※１　規格 65.2.1 に定める方法による場合にあっては、原則として光路長 50mm の吸収セルを用い、規格 65.2.3、65.2.4 又は 65.2.5 に定める方法による場合（規格 65. の備考 11 の b）による場合に限る。）にあっては、試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70～120％であることを確認すること。
※２　妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1000ml としたものを用い、JIS K 0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。
※３　JIS K 0102 34.1.1c)の注（２）第三文及び JIS K0102 34 の備考 1 を除く。
※４　懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。

（新）

1）昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号「水質汚濁に係る環境基準について」（R７.４.１　一部改正）
2）令和３年 10 月 7 日付け環水大水発第 2110072 号・環水大土発第 2110072 号環境省水・大気環境局長通知「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行及び地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行について」
3）平成５年４月 28 日付け環水規第 121 号環境庁水質保全局水質規制課長通知「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について」
4）平成 16 年３月 31 日付け環水企発第 040331003 号･環水土発第 040331005 号環境省環境管理局水環境部長通知「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」
5）令和２年５月 28 日付け環水大水発第 2005281 号・環水大土発第 2005282 号環境省水・大気環境局長通知「水質汚濁
6）平成 15 年 11 月５日付け環水企発第 031105001 号・環水管発第 031105001 号環境省環境管理局水環境部長通知「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」
7）平成 25 年３月 27 日付け環水大水発第 1303272 号環境省水・大気環境局長通知「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について」
に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」
8）琵琶湖における植物プランクトン優占種の経年変化と水質（1999）用水と廃水 vol.41,No.7,582 - 591

※１　試料採取後直ちに試験ができないときは、0～5℃（凍結させない）の暗所に保存し、9 時間以内に試験することが望ましく、12 時間以内に試験する。
※２　規格 24.3.1 に定める方法による場合にあっては、原則として光路長 50mm の吸収セルを用い、規格 24.3.4、24.3.5 又は 24.3.6 に定める方法による場合（クロム（Ⅲ）を共沈除去する場合に限る。）にあっては、試料に、その濃度が基準値相当分（0.02mg/L）増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70～120％であることを確認すること。
※３　妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1000ml としたものを用い、JIS K 0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。
※４　蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。

３．河川の要監視項目における測定計画の変更（p14）

河川における要監視項目については、図1に示すフローに基づき調査を実施しています。令和6年度の要監視項目の水質測定結果は次のとおりでした。

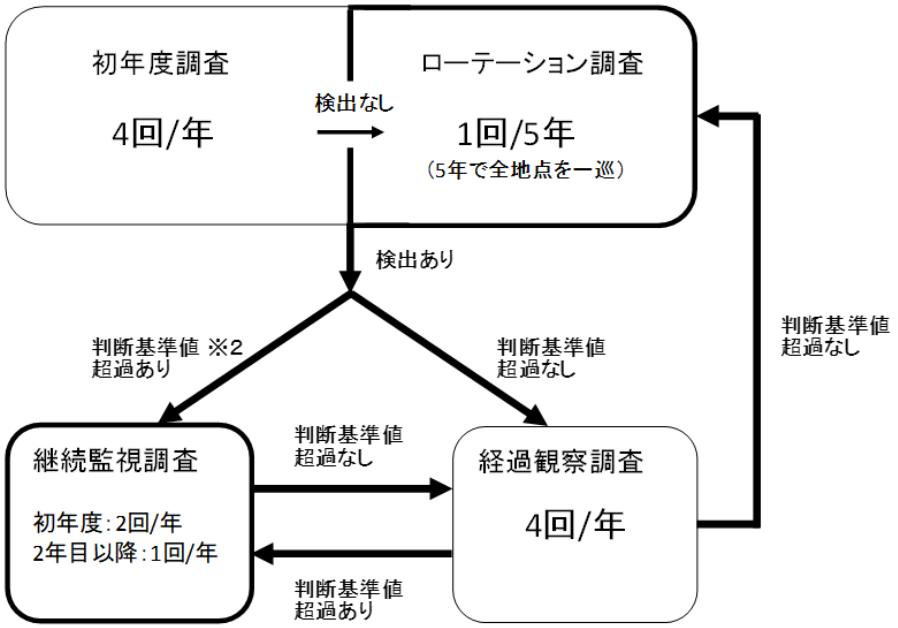

※１　その他知見や過去の調査結果等により、指針値を超過するおそれがないと判断する項目については、本フローによらず、調査頻度を決定する場合がある。

※２　判断基準値は、指針値の 7/10 とする。
ただし、ニッケルについては指針値が定められていないため、水道水の水質管理目標値 0.02mg/L を準用し、判断基準値を 0.014mg/L とする。

※３　PFOS 及び PFOA については、ローテーション調査の結果、判断基準値以下で検出された場合は経過観察調査に移行せず、引き続きローテーション調査を実施する。また、継続監視調査の結果、判断基準値以下で検出された場合も経過観察調査に移行せず、ローテーション調査に移行する。

図1　各河川における要監視項目の調査頻度決定フロー

表1　河川要監視項目ローテーション調査表

						令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
A	天神川	十禅寺川	姉川	愛知川	和邇川					○
B	大宮川	葉山川	田川	日野川	安曇川	○				
C	柳川	守山川	天野川	石田川			○			
D	吾妻川	大戸川	犬上川	家棟川	知内川			○		
E	相模川	信楽川	宇曽川	野洲川	大浦川				○	

(1)ローテーション調査の結果

・ ローテーション調査(吾妻川、大戸川(下流)、犬上川、家棟川、知内川)の結果、検出のあった項目および検出値は表2のとおりでした。

表2 ローテーション調査結果

河川名称	項目	検出値	指針値 (判断基準値)
吾妻川	全マンガン	0.03 mg/L	0.2(0.14) mg/L
	PFOS 及び PFOA	5 ng/L	50(35) ng/L
大戸川(下流)	全マンガン	0.14 mg/L	0.2(0.14) mg/L
	PFOS 及び PFOA	15 ng/L	50(35) ng/L
犬上川	PFOS 及び PFOA	3 ng/L	50(35) ng/L
家棟川	全マンガン	0.11 mg/L	0.2(0.14) mg/L
	PFOS 及び PFOA	15 ng/L	50(35) ng/L

上記の結果、判断基準値以下で検出のあった3河川での全マンガンの調査について、令和7年度は経過観察調査(4回/年)に移行します。

PFOS 及び PFOA については、ローテーション調査の結果、判断基準値以下で検出された場合は経過観察調査に移行せず、引き続きローテーション調査を実施することとしているため、新たに継続監視調査や経過観察調査に移行する河川および項目はありません。

(2)継続監視調査の結果

・ 令和6年度は継続監視調査を実施した項目はありませんでした。

(3)経過観察調査の結果

・ 経過観察調査の結果は表3のとおりであり、十禅寺川の全マンガンが4回調査のうち2回で判断基準値を超過して検出されました。。

表3 経過観察調査結果

河川名称	項目	検出値(mg/L)				指針値(mg/L) (判断基準値)
		1回目	2回目	3回目	4回目	
十禅寺川	全マンガン	0.02	0.06	0.17	0.18	0.2 (0.14)

上記の結果、調査頻度決定フローに基づき、令和7年度は継続監視調査に移行する予定です。

４．環境基準類型指定の利用用途から「水浴」が除外されたことに係る修正

「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号)が以下のとおり、令和7年2月 14 日付けで改正され、環境基準類型指定の利用用途から「水浴」が除外されたことに伴い、表7を修正します。

環水大管発第 2502144 号
令 和 7 年 2 月 14 日

都道府県知事　殿
水質汚濁防止法政令市長　殿

環境省水・大気環境局長
（公印省略）

水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行について

環境基本法（平成５年法律第 91 号）第 16 条に基づく環境基準のうち、水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準は、「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号。以下「告示」という。）により、河川、湖沼及び海域ごとに利用目的に応じた水域類型を設けることとしており、それぞれ環境基準値を定めている。

これに関し、本日、「水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件」（令和７年２月環境省告示第５号）を公布、施行した。

本改正は、より国民の実感にあった分かりやすい指標により、良好な水環境の実現に向けた施策を効果的に実施するためのものである。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

○利用目的の適応性における水浴の見直し

（１）見直しの基本的考え方

水域の類型指定は、一般に一定の広さをもった水域ごとに指定される。例えば、海域でＡ類型に指定された水域において、水浴場は、沿岸部のごく一部である一方で、当該水域の水浴場以外の水域で求められる水質は水浴に求める水質と必ずしも一致するとは限らない。このため、水浴に求める基準を一定の広さをもった水域全体に適用することは適当でない場合がある。

また、諸外国での水浴又はレクリエーション用途に係る基準では、「大腸菌数」を採用しているものが多く、「ＢＯＤ、ＣＯＤ、ＳＳ、ＤＯ、全窒素、全燐」の項目を対象としているものは少ない。

以上のことから、告示別表２の利用目的の適応性の欄から「水浴」を除外した上で、水浴には大腸菌数のみ位置付ける形で備考欄に記載することとした。

表７　生活環境の保全に関する水質環境基準の修正

（１）湖沼

旧

ア

項目／類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度（pH）	化学的酸素要求量（COD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数	
ＡＡ	水道１級 水産１級 自然環境保全及びＡ以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	１mg/L以下	１mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100mL以下 ※	昭和46年12月28日環境庁告示第59号の第１の２の（２）により水域類型ごとに指定する水域
Ａ	水道２、３級 水産２級 水浴及びＢ以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	３mg/L以下	５mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL以下	
Ｂ	水産３級 工業用水１級 農業用水及びＣの欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	５mg/L以下	15mg/L以下	５mg/L以上	－	
Ｃ	工業用水２級 環境保全	6.0以上8.5以下	８mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	２mg/L以上	－	

備考
１．基準値は日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、年間の90％水質値とする。
２．農業用水利点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量５mg/L以上とする。
３．水産１級、水産２級及び水産３級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
４．水道１級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、
　大腸菌数100CFU／100mL以下とする。
５．水道３級を利用目的としている地点（水浴又は水道２級を利用目的としている地点を除く。）については、
　大腸菌数1,000CFU／100mL以下とする。
６．水産１級、水産２級及び水産３級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。
７．大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））／100mLとし、大腸菌を培地で培養し、
　発育したコロニー（集落）数を数えることで算出する。

※備考４．にもとづき、100CFU/100mL以下とする。

イ

項目／類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全りん	
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	昭和46年12月28日環境庁告示第59号の第１の２の（２）により水域類型ごとに指定する水域
Ⅱ	水道１、２、３級（特殊なものを除く。） 水産１種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	
Ⅲ	水道３級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	
Ⅳ	水産２種及びＶの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
Ⅴ	水産３種 工業用水 農業用水 環境保全	１mg/L以下	0.1mg/L以下	

備考
１．基準値は年間平均値とする。
２．農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。

（１）湖沼

新

ア

項目／類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度（pH）	化学的酸素要求量（COD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数	
ＡＡ	水道１級 水産１級 自然環境保全及びＡ以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	１mg/L以下	１mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100mL以下 ※	昭和46年12月28日環境庁告示第59号の第１の２の（２）により水域類型ごとに指定する水域
Ａ	水道２、３級 水産２級 水浴及びＢ以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	３mg/L以下	５mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL以下	
Ｂ	水産３級 工業用水１級 農業用水及びＣの欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	５mg/L以下	15mg/L以下	５mg/L以上	－	
Ｃ	工業用水２級 環境保全	6.0以上8.5以下	８mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	２mg/L以上	－	

備考

１．基準値は日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、年間の90％水質値とする。

２．農業用水利点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量５mg/L以上とする。

３．水産１級、水産２級及び水産３級のみを利用目的とする場合については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

４．水道１級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数100CFU／100mL以下とする。

５．水道３級を利用目的としている測定点（水浴又は水道２級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数1,000CFU／100mL以下とする。

６．いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道１級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100ml 以下とする。

７．水産１級、水産２級及び水産３級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。

８．大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））／100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー（集落）数を数えることで算出する。

※備考４．にもとづき、100CFU/100mL以下とする。

イ

項目／類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全りん	
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/L以下	昭和46年12月28日環境庁告示第59号の第１の２の（２）により水域類型ごとに指定する水域
Ⅱ	水道１、２、３級（特殊なものを除く。） 水産１種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L以下	
Ⅲ	水道３級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L以下	
Ⅳ	水産２種及びＶの欄に掲げるもの	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下	
Ⅴ	水産３種 工業用水 農業用水 環境保全	１mg/L以下	0.1mg/L以下	

備考

１．基準値は年間平均値とする。

２．農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。

（２）河川

ア

旧

項 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数	
ＡＡ	水道１級 自然環境保全及びＡ以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	１mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100mL以下 ※	昭和46年12月28日環境庁告示第59号の第１の２の（２）により水域類型ごとに指定する水域
Ａ	水道２級 水産１級 水浴及びＢ以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	２mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL以下	
Ｂ	水道３級 水産２級 及びＣ以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	３mg/L以下	25mg/L以下	５mg/L以上	1000CFU/100mL以下	
Ｃ	水産３級 工業用水１級 及びＤ以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	５mg/L以下	50mg/L以下	５mg/L以上	－	
Ｄ	工業用水２級 農業用水及びＥの欄に掲げるもの	6.0以上8.5以下	８mg/L以下	100mg/L以下	２mg/L以上	－	
Ｅ	工業用水３級 環境保全	6.0以上8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	２mg/L以上	－	

備考

１．基準値は日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、年間の90％水質値とする。

２．農業用水利点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量５mg/L以上とする。

３．水道１級を利用目的としている地点（自然環境保全を利用目的としている地点を除く。）については、大腸菌数100CFU／100mL以下とする。

４．水産１級、水産２級及び水産３級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。

５．大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））／100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー（集落）数を数えることで算出する。

※備考３．にもとづき、100CFU/100mL以下とする。

（２）河川

ア

新

項 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌数	
ＡＡ	水道１級 自然環境保全及びＡ以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	１mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU/100mL以下 ※	昭和46年12月28日環境庁告示第59号の第１の２の（２）により水域類型ごとに指定する水域
Ａ	水道２級 水産１級 水浴及びＢ以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	２mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU/100mL以下	
Ｂ	水道３級 水産２級 及びＣ以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	３mg/L以下	25mg/L以下	５mg/L以上	1000CFU/100mL以下	
Ｃ	水産３級 工業用水１級 及びＤ以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	５mg/L以下	50mg/L以下	５mg/L以上	－	
Ｄ	工業用水２級 農業用水及びＥの欄に掲げるもの	6.0以上8.5以下	８mg/L以下	100mg/L以下	２mg/L以上	－	
Ｅ	工業用水３級 環境保全	6.0以上8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	２mg/L以上	－	

備考

１．基準値は日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、年間の90％水質値とする。

２．農業用水利点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量５mg/L以上とする。

３．水道１級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数100CFU／100mL以下とする。

４．いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道１級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数300CFU/100ml 以下とする。

５．水産１級、水産２級及び水産３級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。

６．大腸菌数に用いる単位はCFU（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））／100mLとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー（集落）数を数えることで算出する。

※備考３．にもとづき、100CFU/100mL以下とする。

５．その他の変更

これまで河川における採水深度は表層（0.5m）としていたところ、水深の浅い測定地点があることを踏まえ、その場合は水深の2割の深さで採水することを追記します。（p2）